

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)(案)

改 正 案	現 行
Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－2 財務の健全性 Ⅱ－2－5 商品開発に係る内部管理態勢 Ⅱ－2－5－1 意義 保険商品の内容は「普通保険約款」及び「事業方法書」に、料率については「保険料及び責任準備金の算出方法書」（以下、「算出方法書」という。）に記載されており、新商品の開発、商品内容の変更は、これらの変更を通じて行われている。 保険会社より商品の認可申請が行われた場合、監督当局としては、契約内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないか、不当な差別的取扱いをするものでないか、契約内容が公序良俗を害するものではないか等の保険業法に定める基準に適合するものであるか審査を行い、適当と認められたものについて、これを認可することとしている。 近年、保険商品には、わが国における社会の構造的変化・経済活動の多様化等に伴い、国民の生活保障ニーズの高まり、新たなリスクの発生など、保険契約者ニーズに対応すべく多様化が求められている。 こうしたニーズに応え、保険会社が商品開発を行うにあたっては、保険業法等の法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が求められているところである。 また、保険商品に係る規制としては認可制の枠組みを維持しつつ、保険契約者等の保護の面で問題が少ないとされる商品分野について	Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－2 財務の健全性 Ⅱ－2－5 商品開発に係る内部管理態勢 Ⅱ－2－5－1 意義 保険商品の内容は「普通保険約款」及び「事業方法書」に、料率については「保険料及び責任準備金の算出方法書」（以下、「算出方法書」という。）に記載されており、新商品の開発、商品内容の変更は、これらの変更を通じて行われている。 保険会社より商品の認可申請が行われた場合、監督当局としては、契約内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないか、不当な差別的取扱いをするものでないか、契約内容が公序良俗を害するものではないか等の保険業法に定める基準に適合するものであるか審査を行い、適当と認められたものについて、これを認可することとしている。 近年、保険商品には、わが国における社会の構造的変化・経済活動の多様化等に伴い、国民の生活保障ニーズの高まり、新たなリスクの発生など、保険契約者ニーズに対応すべく多様化が求められている。 こうしたニーズに応え、保険会社が商品開発を行うにあたっては、保険業法等の法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が求められているところである。 また、保険商品に係る規制としては認可制の枠組みを維持しつつ、保険契約者等の保護の面で問題が少ないとされる商品分野について

改 正 案	現 行
は、順次届出制へ移行しており、さらに、法第3条第5項第1号及び第3号に掲げる保険（以下、「第二分野」という。）の企業保険については、届出をしないで特約を新設又は変更することができる特約自由方式や、<u>損害保険会社に保険料率の設定に一定の自由度を与える対応がとられている。</u> <u>こうした中にあっては、第二分野の企業保険について、損害保険会社において、自律的に保険業法等に適合した個別契約における補償内容・保険料率を設定するほか、保険種類別などの適切な単位ごとに収支分析を行い、保険料率の妥当性を検証するなどの管理態勢を構築し、補償内容・保険料率の適切性を確保する必要がある。</u> <u>しかしながら、損害保険業界においては、「Ⅱ－4－12 政策保有株式の縮減」で述べたとおり、企業向け保険契約の入札等において、事前に保険料等を調整するといった不適切事案が発生しており、その原因として、「Ⅱ－4－12 政策保有株式の縮減」に記載のほか、商品開発管理態勢において、営業上のプレッシャーの高まりなどを背景として、リスク等に応じた適切な保険料の提示が行われないなど、保険料の十分性や公平性等を満たさない保険料率の設定を防止する態勢が不十分であったことが挙げられる。</u> <u>このため、上記の届出制への移行及び特約自由方式等の導入に加え、第二分野の企業保険商品管理の重要性の高まりなど、従来にもまして、保険会社における商品開発に係る内部管理態勢の充実が重要となっていることを認識し、経営目線での対応が極めて重要となる。</u> Ⅱ－2－5－2 主な着眼点 〔(1) 略〕	は、順次届出制へ移行しており、さらに、法第3条第5項第1号及び第3号に掲げる保険（以下、「第二分野」という。）の企業保険については、届出をしないで特約を新設又は変更することができる特約自由方式が導入されるなど、従来にもまして、<u>保険会社における商品開発に係る内部管理態勢の充実が重要となっている。</u> Ⅱ－2－5－2 主な着眼点 〔(1) 同左〕

改 正 案	現 行
(2) 商品開発に關与する管理者の認識及び役割 〔① 略〕 ② <u>商品開発関連管理者は、商品開発に際し、とりまとめ部門を設置している場合においては、適切な商品開発態勢を構築するために必要な管理・指導を関連する部門に対して行っているか。また、とりまとめ部門を設定していない場合においては、商品開発の全般について取締役等が内部管理の状況を統一的に管理しているか。加えて、「Ⅱ－2－5－1 意義」で述べた問題認識等を踏まえ、自ら率先して商品開発に係る内部管理の高度化に取り組んでいるか。</u> ③ <u>商品開発関連管理者は、健全性維持や適切な業務運営が確保されるような商品開発がなされるよう、商品開発のための規程を取締役会等で議論した上で整備しているか。また、商品開発に係る規程を充実・改善するよう、適切な方策を講じているか。</u> 〔④ 略〕 ⑤ <u>商品開発関連管理者は、標準料率、自由料率又は特約自由方式による個別契約ごとの保険料率の適用や、特約自由方式を用いた個別の特約作成（以下、「料率変更（割引・割増）等」という。）を含む商品開発に係る問題を把握した場合、関連部門と連携し、十分な原因分析を踏まえた適切な改善策を講じているか。また、必要に応じて取締役会等に報告しているか。</u> 〔(3) ～ (4) 略〕 (5) 関連部門との連携 〔①～③ 略〕	(2) 商品開発に關与する管理者の認識及び役割 〔① 同左〕 ② 商品開発に際し、とりまとめ部門を設置している場合においては、適切な商品開発態勢を構築するために必要な管理・指導を関連する部門に行っているか。また、とりまとめ部門を設定していない場合においては、商品開発の全般について取締役等が内部管理の状況を統一的に管理しているか。 ③ 健全性維持や適切な業務運営が確保されるような商品開発がなされるよう、商品開発のための規程を取締役会等で議論した上で整備しているか。また、商品開発に係る規程を充実・改善するよう、適切な方策を講じているか。 〔④ 同左〕 ⑤ (新設) 〔(3) ～ (4) 同左〕 (5) 関連部門との連携 〔①～③ 同左〕

改 正 案	現 行
④ <u>社内規程等</u>に定める付加保険料の算出方法が合理的かつ妥当なものであり、かつ、その算出された付加保険料が不当に差別的なものとなっていないことが確保されているか。特に、付加保険料の割増引きを設定する場合には、契約方法、保険料の払込方法等に基づいたものとなっており、事実上の特別利益の提供（法第300条第1項第5号）になっていないことに留意する。 [⑤～⑫ 略] [(6) ～ (8) 略] (9) 商品販売開始前の態勢 ① 販売商品に係る<u>社内規程等</u>の整備、販売資料の作成・確認、契約データ管理、必要なシステム対応等の態勢が整備されるよう準備期間をとっているか。 ② 本店のみならず、営業店（保険代理店（「生命保険代理店」（法第2条第19項に規定する「生命保険募集人」のうち、生命保険会社の委託を受けた者、若しくは、その者（法第275条第3項に基づく認可を受けた者に限る。）の再委託を受けた者で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者をいう。以下同じ。）及び「損害保険代理店」（法第2条第21項に規定する者をいう。以下同じ。）を含む。）に対し、<u>社内規程等</u>の内容、顧客への説明方法等の募集時の留意事項について<u>十分に</u>周知が図られるよう準備期間をとっているか。 (10) 商品販売開始後のフォローアップ [①～④ 略]	④ <u>社内規定等</u>に定める付加保険料の算出方法が合理的かつ妥当なものであり、かつ、その算出された付加保険料が不当に差別的なものとなっていないことが確保されているか。特に、付加保険料の割増引きを設定する場合には、契約方法、保険料の払込方法等に基づいたものとなっており、事実上の特別利益の提供（法第300条第1項第5号）になっていないことに留意する。 [⑤～⑫ 同左] [(6) ～ (8) 同左] (9) 商品販売開始前の態勢 ① 販売商品に係る<u>業務規程</u>の整備、販売資料の作成・確認、契約データ管理、必要なシステム対応等の態勢が整備されるよう準備期間をとっているか。 ② 本店のみならず、営業店（保険代理店（「生命保険代理店」（法第2条第19項に規定する「生命保険募集人」のうち、生命保険会社の委託を受けた者、若しくは、その者（法第275条第3項に基づく認可を受けた者に限る。）の再委託を受けた者で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者をいう。以下同じ。）及び「損害保険代理店」（法第2条第21項に規定する者をいう。以下同じ。）を含む。）に対し、<u>業務規程</u>の内容、顧客への説明方法等の募集時の留意事項について<u>充分に</u>周知が図られるよう準備期間をとっているか。 (10) 商品販売開始後のフォローアップ [①～④ 同左]

改 正 案	現 行
⑤ 保険契約の引受けが<u>社内規程等</u>に則って行われていることのチェックを実施しているか。 特に、本店以外の部署に保険契約の引受けに係る裁量権があるものについて、その裁量権の内容を理解した引受けが行われていることのチェックを実施しているか。 ⑥ 保険種類別などの適切な単位ごとに収支分析や保険料及び責任準備金の計算基礎率の妥当性の検証を実施しているか。 [⑦～⑨ 略]	⑤ 保険契約の引受けが<u>業務規程</u>に則って行われていることのチェックを実施しているか。 特に、本店以外の部署に保険契約の引受けに係る裁量権があるものについて、その裁量権の内容を理解した引受けが行われていることのチェックを実施しているか。 ⑥ 保険種類別などの適切な単位ごとに収支分析や保険料及び責任準備金の計算基礎率の妥当性の検証を実施しているか。 特に、<u>特約自由方式が可能な契約を主たる対象とする集団とそれ以外の集団が混在する保険種類にあっては、その集団別に検証を実施しているか。</u> [⑦～⑨ 同左]
(11) <u>企業保険商品の特約自由方式、標準料率又は自由料率の適切な運用を確保するための管理態勢</u> <u>第二分野の企業保険商品の引受けに際して、個別に料率変更（割引・割増）等を行う場合、危険度の状況や事業費等の合理的根拠に基づいた適切な保険料設定を行うために、以下の点を含む適切な管理態勢を整備しているか。（「Ⅳ－3－3 特約自由方式等の扱い」も参照のこと。）</u> ① <u>料率変更（割引・割増）等について、以下の点を含めた社内規程等を取締役会等で議論した上で整備しているか。</u> ・ <u>料率変更（割引・割増）等を行うプロセス</u> ・ <u>料率変更（割引・割増）等に係る裁量権</u> ・ <u>料率変更（割引・割増）等の適用基準</u> ② <u>適切な知見を有する引受審査担当者（アンダーライター）の確保に向けた人材育成等の取組みを実施しているか。</u>	(11) (新設)

改 正 案	現 行
③ <u>料率変更（割引・割増）等の裁量権を営業部門などの本店以外の部署（以下、「営業部門等」という。）に付与する場合、適用基準等において、料率適用の根拠やその評価方法、これに基づいて適用できる保険料率等を明確化した上で、当該適用基準に則って適切に保険料率等を適用するためのシステム整備や、保険料率適用に係る営業部門等の職員への教育など、営業部門等による恣意的な料率変更（割引・割増）等を防止する態勢を整備しているか。</u> ④ <u>料率変更（割引・割増）等の内容やその根拠の証跡を記録・保存し事後検証を可能とするなど、社内規程等に基づいた料率変更（割引・割増）等の適用を統制・管理する仕組みを整備しているか。</u> ⑤ <u>保険契約の引受けが社内規程等に則って行われていることのチェック（Ⅱ－２－５－２(10)⑤を参照のこと）を行うにあたり、以下のような観点を含めて実施する態勢としているか。</u> ・<u>適用基準及び根拠等に照らして適用した保険料率の水準や個別の特約の内容が適切なものとなっているか。（割引率・割増率の適切性については「Ⅳ－５－５ 各種割増引制度等」も参照のこと。）</u> ・<u>適用基準において一つの根拠に対して適用可能な保険料率に幅を設けている場合や、一つの保険契約に対して適用根拠が複数ある場合については、合理的な理由に基づき適用する保険料率を決定しているか</u> ・<u>営業部門等による料率変更（割引・割増）等については、当該営業部門以外の商品開発部門その他適切な部門においてチェックを実施するなど、適切な牽制機能を確保する</u>	

改 正 案	現 行
<u>態勢を整備しているか。</u> <u>(注) II-3-9-2(2)④において、保険引受リスク管理部門にも、個別の料率設定がリスク管理方針等に則っているか確認する方策を講じることを求めていることに留意が必要。</u> <u>⑥ 共同保険の非幹事契約を引き受ける場合においては、上記①～⑤に加え、自社として危険度の状況や事業費等の合理的根拠に基づいて引受判断が行われているか等の観点からチェックを行う態勢となっているか。(「IV-1-19 共同保険契約を引き受ける場合の取扱い」も参照のこと。)</u> <u>(12) 企業保険商品の保険収支を適時に料率設定に反映するための態勢等</u> <u>II-2-5-2(10)⑥⑦記載の検証等を実施する場合、第二分野の企業保険商品について、以下の点を含む適切な管理態勢を整備しているか。</u> <u>① 企業保険商品とそれ以外の保険商品が混在する保険種類にあっては、それぞれの契約集団別など適切な単位ごとに検証を実施すること。</u> <u>② 料率変更（割引・割増）等を適用した集団とそれ以外の集団別に収支分析や保険料の妥当性の検証を実施すること。</u> <u>③ 上記の検証結果等を踏まえ、必要に応じII-2-5-2(11)①の社内規程等を見直すなど、商品開発に反映する取組みを実施すること。</u>	(12) (新設)

改 正 案	現 行
Ⅱ－４ 業務の適切性 Ⅱ－４－２ 保険募集管理態勢 Ⅱ－４－２－２ 保険契約の募集上の留意点 〔(1) ～ (5) 略〕 (6) 法第 295 条関係（損害保険代理店に係る自己契約の禁止） ① 自己契約 以下に留意しつつ、代申会社（法第 284 条に基づき代理人として登録の申請等を行う所属保険会社（注）をいう。以下同じ。）において損害保険代理店の自己契約の状況を把握し、厳正に管理・指導をしているか。 （注）Ⅱ－４－２－２(6)においては、「所属保険会社」とは、損害保険募集人が所属する保険会社（外国保険会社等を含む。）をいう。 〔ア. ～ イ. 略〕 ② 特定契約 損害保険代理店が、自らと人的又は資本的に密接な関係を有する者を保険契約者又は被保険者とする保険契約（以下、「特定契約」という。）の保険募集を主たる目的（取扱保険料に占める特定契約の保険料の割合が 5 割を超えること）とすることは、法第 295 条の趣旨に照らし問題があるため、以下に留意しつつ、自己契約と同様に状況を把握し、厳正に管理・指導を行い、もって保険募集の公正を確保し、損害保険代理店の自立化の促進に努めているか。 また、代申会社が特定契約の状況を把握し、厳正に管理・指導	Ⅱ－４ 業務の適切性 Ⅱ－４－２ 保険募集管理態勢 Ⅱ－４－２－２ 保険契約の募集上の留意点 〔(1) ～ (5) 同左〕 (6) 法第 295 条関係（損害保険代理店に係る自己契約の禁止） ① 自己契約 以下に留意しつつ、代申会社（法第 284 条に基づき代理人として登録の申請等を行う所属保険会社をいう。以下同じ。）において損害保険代理店の自己契約の状況を把握し、厳正に管理・指導をしているか。 〔ア. ～ イ. 同左〕 ② 特定契約 損害保険代理店が、自らと人的又は資本的に密接な関係を有する者を保険契約者又は被保険者とする保険契約（以下、「特定契約」という。）の保険募集を主たる目的（取扱保険料に占める特定契約の保険料の割合が 5 割を超えること）とすることは、法第 295 条の趣旨に照らし問題があるため、以下に留意しつつ、自己契約と同様に状況を把握し、厳正に管理・指導を行い、もって保険募集の公正を確保し、損害保険代理店の自立化の促進に努めているか。

改 正 案	現 行
<u>を行うために、損害保険代理店は、自らが保険募集を行う特定契約を把握し、所属保険会社に対して適切に情報を共有しているか。</u> <u>なお、各損害保険代理店において、イ. については、令和 12 年（2030 年）4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用するものとする。また、ア. については、令和 14 年（2032 年）4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用するものとするが、令和 14 年（2032 年）4 月 1 日以後に開始する事業年度の直前の事業年度末日までの適用については、なお従前の記載による。</u> <u>（従前の記載）</u> <u>ア. 以下に掲げる者（以下、「特定者」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約を特定契約として把握しているか。</u> <u>（ア） 損害保険代理店本人と生計を共にする親族（姻族を含む。）及び生計を共にしない 2 親等以内の親族（姻族を含まず。）</u> <u>（イ） 損害保険代理店本人又は配偶者若しくは 2 親等以内の親族（姻族を含まず。）が常勤役員である法人（法人でない社団若しくは財団を含む。以下、Ⅱ－4－2－2(6)②ア. において同じ。）</u> <u>（ウ） 法人である損害保険代理店と役職員の兼務関係（非常勤、出向及び出身者を含む。）がある法人。なお、ここでいう「出身者」とは、当該法人を退職した時点を起算点として、退職後 3 年未満の者をいう。</u> <u>（エ） 法人である損害保険代理店への出資比率が 30%を超え</u>	（新設）

改 正 案	現 行
<u>るもの</u> <u>(注) 出資比率の算定方法</u> a. <u>出資者が法人の場合は、当該法人に所属する役職員個人及びその者と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算定して、30%を超えたときの当該法人</u> b. <u>出資者が個人の場合は、当該個人と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算出して 30%を超えたときの当該個人</u> ア. 以下に掲げる者（以下、「特定者」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約を特定契約として把握しているか。 （ア） 損害保険代理店本人と生計を共にする親族（姻族を含む。）及び生計を共にしない 2 親等以内の親族（姻族を除く。） （イ） 損害保険代理店本人又は配偶者若しくは 2 親等以内の親族（姻族を除く。）が常勤役員である法人（法人でない社団若しくは財団を含む。以下、Ⅱ－4－2－2(6)②ア. において同じ。） （ウ） 法人である損害保険代理店と<u>役員等（取締役、執行役、業務を執行する社員、理事、会計参与、監査役、監事又は会計監査人をいう。以下、Ⅱ－4－2－2(6)②ア. において同じ。）</u>の兼務関係（非常勤及び出向を含む。）がある法人。なお、ここでの「兼務関係」とは、当該法人及び損害保険代理店の役職員を兼務する者が、当該法人又は損害保険	ア. 以下に掲げる者（以下、「特定者」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約を特定契約として把握しているか。 （ア） 損害保険代理店本人と生計を共にする親族（姻族を含む。）及び生計を共にしない 2 親等以内の親族（<u>姻族を含まず。</u>） （イ） 損害保険代理店本人又は配偶者若しくは 2 親等以内の親族（<u>姻族を含まず。</u>）が常勤役員である法人（法人でない社団若しくは財団を含む。以下、Ⅱ－4－2－2(6)②ア. において同じ。） （ウ） 法人である損害保険代理店と<u>役職員の兼務関係（非常勤、出向及び出身者を含む。）</u>がある法人。なお、ここでの「<u>出身者</u>」とは、<u>当該法人を退職した時点を起算点として、退職後 3 年未満の者をいう。</u>

改 正 案	現 行
<u>代理店のいずれか一方において役員等の地位を有していることで足り、他方における役員等の地位の有無は問わない。</u> (エ) 法人である損害保険代理店の<u>議決権の 50%超を直接又は間接に保有する者</u> (オ) (エ)に掲げる者の子会社 (注 1) <u>Ⅱ-4-2-2(6)②ア. の「子会社」とは、会社がその議決権の 50%超を保有する他の会社をいう。また、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその議決権の 50%超を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。</u> (注 2) <u>上記(エ)については、例えば、以下の a. (a)から(d)まで又は b. のいずれかに該当する場合には、以下の各項目に掲げる者は、法人である損害保険代理店の議決権の 50%超を直接又は間接に保有する者とする。</u> <u>a. 出資者が法人又はその役職員等の場合</u> <u>(a) 当該法人、当該法人に所属する役職員個人及びその者と生計を共にする親族（姻族を除く。）が、合計</u>	(エ) 法人である損害保険代理店への<u>出資比率が 30%を超えるもの</u> (注) <u>出資比率の算定方法</u> <u>a. 出資者が法人の場合は、当該法人に所属する役職員個人及びその者と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算定して、30%を超えたときの当該法人</u> <u>b. 出資者が個人の場合は、当該個人と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算出して 30%を超えたときの当該個人</u> (オ) (新設)

改 正 案	現 行
<u>して、損害保険代理店の議決権の 50%超を保有しているときの当該法人</u> <u>(b) 当該法人の子会社が損害保険代理店の議決権の 50%超を保有しているときの当該法人</u> <u>(c) 当該法人及びその子会社が、合計して、損害保険代理店の議決権の 50%超を保有しているときの当該法人</u> <u>(d) 当該法人の複数の子会社が、合計して、損害保険代理店の議決権の 50%超を保有しているときの当該法人</u> <u>b. 出資者が個人（上記 a. (a)に掲げる個人を含む。）の場合は、当該個人及びその者と生計を共にする親族（姻族を除く。）が、合計して、損害保険代理店の議決権の 50%超を保有しているときの当該個人及び当該親族</u> <u>イ. 上記ア. にかかわらず、損害保険代理店が特定契約を取り扱う場合において、次に掲げる要件を全て満たすときは、保険募集の公正が確保され、かつ、損害保険代理店の自立化の促進に努めていると認められるため、当該損害保険代理店は、特定契約の保険募集を主たる目的とする損害保険代理店（以下、「特定契約取扱代理店」という。）に該当しないものとする。</u> <u>(ア) 代申会社をはじめとする所属保険会社及び当該損害保険代理店が、損害保険代理店が受領する特定契約の手数料について、本規制の趣旨を踏まえ、以下のような点に留意し、特定契約に係る保険料の実質的な割引・割戻しが生じ</u>	イ. (新設)

改 正 案	現 行
<u>ない態勢を整備していること（注1）。</u> a. <u>当該損害保険代理店が、特定契約を把握した上で、代申会社の指示に応じて、あらかじめ、代申会社に対し、当該損害保険代理店の保険代理業における手数料の総額や原価又は経費等（以下、「原価等」という。）を、決算書等の根拠とともに報告すること（注2）。</u> b. <u>代申会社が当該損害保険代理店の保険代理業における手数料の総額や原価等を把握したうえで、当該損害保険代理店に対して、代理店手数料の算出にあたって、保険料の割引・割戻しを防止するために必要な情報を共有すること。</u> c. <u>当該損害保険代理店が、代申会社以外の所属保険会社に対して、上記 b. に掲げる必要な情報を、決算書等の根拠とともに、必要な範囲で共有すること。なお、代申会社以外の所属保険会社において保険料の割引・割戻しを防止するために追加で情報が必要な場合には、当該損害保険代理店は、その求めに応じて、必要な情報を共有すること。</u> d. <u>代申会社及び代申会社以外の所属保険会社が、保険料の割引・割戻しを防止するため、上記 a. ～c. を踏まえ、特定契約に関して、当該損害保険代理店に支払う手数料を算出すること（注3）。</u> e. <u>代申会社及び代申会社以外の所属保険会社が、当該損害保険代理店に対し、上記 d. により算出した手数料の額及びその算出の根拠を説明すること。</u> f. <u>代申会社が、上記 d. 及び e. に掲げる代申会社分の手</u>	

改 正 案	現 行
<u>数料の妥当性等を適切に検証すること。</u> <u>(注 1) 所属保険会社は、特定契約に関して、(ア)に従って算出した手数料を支払う場合、当該特定契約の保険料についても、本規制の趣旨を踏まえ、保険料の実質的な割引・割戻しが生じないように設定する必要があることに留意する。</u> <u>(注 2) 決算書等とは、損益計算書や販売管理費の内訳など、</u> <u>d. で代申会社及び代申会社以外の所属保険会社が手数料を算出するために必要となる情報を指す。また、当該損害保険代理店が別事業等を行っている場合には、別事業等と保険代理業に係る原価等を分離して計算のうえ、代申会社に対して報告する必要があることに留意する。</u> <u>(注 3) 例えば、代申会社及び代申会社以外の所属保険会社は、代理店手数料に占める原価等の割合を踏まえて算出するなど、保険料の実質的な割引・割戻しが生じないように、その原価等を上回らない手数料算出となるよう留意する。また、当該損害保険代理店は、独自の算出方法で代理店手数料等を求める等といった、保険料の割引・割戻しの防止の観点から疑義が生じる行為を行わないように留意する。</u> <u>(イ) 損害保険代理店が、損害保険代理店として十分な実務能力を有し、その自立を図る観点から、以下のような点に留意し、態勢を整備していること。なお、当該損害保険代理店において(イ)に定める態勢が整備されているか否かの実務能力の判断については、代申会社が行うものとする。</u>	

改 正 案	現 行
a. <u>当該損害保険代理店が、特定契約を自身で把握・管理・報告するにあたって、①～③のような態勢を整備しているか。</u> ① <u>自らで特定契約の状況を把握できるよう、必要かつ適切な人員の配置を行っていること。</u> ② <u>当該損害保険代理店の保険代理業における原価等を把握した上で、代申会社及び代申会社以外の所属保険会社に対して適切に情報を共有できるよう、必要かつ適切な人員の配置も含めた措置を講じていること。</u> ③ <u>当該損害保険代理店の保険代理業における原価等を検証するにあたって、自身の親会社等に同内容を適切に報告するとともに、必要に応じて、親会社等の検証を受けるといった措置を講じていること。</u> b. <u>損害保険会社の代理店である一方で、保険契約者又は被保険者となる企業又はそのグループ会社等と人的又は資本的に密接な関係を有する損害保険代理店については、構造上、その立場が不明確になりやすいことなどにより、保険会社が当該損害保険代理店の意向を保険契約者の意向と誤認しやすいことに鑑みて、①及び②のような態勢を整備しているか。</u> ① <u>保険契約者の意思を正確に確認のうえ、保険会社等に対して当該意思を適切に伝達する措置を講じるとともに、その証跡等を残し、管理するため、必要かつ適切な人員配置も含めた措置を講じること。</u> ② <u>上記①の措置の内容等に関する報告を代申会社及び代申会社以外の所属保険会社から求められた場合には、</u>	

改 正 案	現 行
<u>その求めに応じて適切な報告を行うこと。</u> c. <u>損害保険代理店自身が、当該損害保険代理店及びその役員又は従業員が関わる全ての業務において、あらゆるコンプライアンス・リスクに対応する観点から、①～③のような法令等を遵守する態勢を整備しているか。</u> ① <u>業務執行部門、管理部門、内部監査部門（内部監査を定期的に行うための責任者の指示を受けて内部監査に従事する者を含む。以下、このc. において同じ。）を設け、それぞれの役割を与えて相互に関与させながら、適切な業務運営がなされるよう、必要かつ適切な人員配置を含めた措置を講じていること（注）。</u> ② <u>代表取締役及び取締役会等は、内部監査部門における監査の報告を定期的かつ適時に受けるとともに、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握したうえで、被監査部門に対し、リスクの種類・程度に応じて、適切な措置を講じる態勢を構築していること。</u> ③ <u>役員又は従業員の育成、資質の向上を図るため、自らの業務品質の向上に努めるなど、損害保険代理店自らにおいて、十分かつ適切な教育・管理・指導を行う措置を講じていること。</u> <u>（注） 特に、内部監査部門においては、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう独立し、定期的の実効性ある内部監査ができる態勢を構築できるよう、必要かつ適切な人員配置を行う必要があることに留意する。</u> <u>（ウ） 上記（ア）及び（イ）のほか、例えば、損害保険代理店間において特定契約の架け替えを行うといった、損害保険代理</u>	

改 正 案	現 行
<u>店の自立を阻害し、又は損害保険代理店に対する手数料の支払が実質的に保険料の割引・割戻しに該当するなどの法第 295 条の趣旨に反する行為が行われていないこと。</u> ウ. 特定契約取扱代理店の判定を、損害保険代理店の事業年度ごとに行っているか。その他の計算方法については、自己契約と同様に取り扱っているか。 また、特定契約としない保険契約は、自己契約に準じて取り扱っているか。 エ. 損害保険代理店が特定契約取扱代理店であることが判明した場合には、至った事由及び是正計画を付して、判定を行った月の翌月末日までに財務局又は福岡財務支局（沖縄総合事務局を含む。以下、「財務局等」という。）へ報告がなされているか。 （注） 既存の損害保険代理店に対する措置として、平成 8 年 3 月 31 日以前に登録した損害保険代理店で、かつ、同年 4 月 1 日以降平成 13 年 3 月 31 日までの間に損害保険代理店制度に基づく種別変更を行わなかった損害保険代理店については、<u>令和 12 年（2030 年）4 月 1 日以後に開始する事業年度の直前の事業年度末日までの間、以下の計算で行う。</u> 〔（ア）～（イ） 略〕 〔③ 略〕 ④ <u>自己契約又は特定契約の取扱状況等については、保険会社又は保険募集人に対するオフサイト・モニタリングを行うことや、必要に応じて法第 128 条又は法第 305 条に基づく報告を求めると、法第 129 条又は法第 305 条に基づく立入検査の実施を通じて</u>	イ. <u>特定契約の保険募集を主たる目的とする損害保険代理店（以下、「特定契約取扱代理店」という。）の判定を、損害保険代理店の事業年度ごとに行っているか。その他の計算方法については、自己契約と同様に取り扱っているか。</u> また、特定契約としない保険契約は、自己契約に準じて取り扱っているか。 ウ. 損害保険代理店が特定契約取扱代理店であることが判明した場合には、至った事由及び是正計画を付して、判定を行った月の翌月末日までに財務局又は福岡財務支局（沖縄総合事務局を含む。以下、「財務局等」という。）へ報告がなされているか。 （注） 既存の損害保険代理店に対する措置として、平成 8 年 3 月 31 日以前に登録した損害保険代理店で、かつ、同年 4 月 1 日以降平成 13 年 3 月 31 日までの間に損害保険代理店制度に基づく種別変更を行わなかった損害保険代理店については、<u>当分の間、以下の計算で行う。</u> 〔（ア）～（イ） 同左〕 〔③ 同左〕 ④ （新設）

改 正 案	現 行
<u>把握することとする。その上で、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条、第 306 条又は第 307 条第 1 項に基づき行政処分を行うものとする。</u> 〔(7) ～(17) 略〕 <u>Ⅱ－4－14 共同保険契約のビジネス慣行の適正化</u> <u>共同保険契約を締結するにあたっては、その特性上、入札価格等の契約条件を事前に調整する等といった独占禁止法上問題となる「不当な取引制限」に該当すると考えられる行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為が発現しやすいため、保険会社又は保険代理店においては、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、特に十分な経営努力が払われる必要がある。</u> <u>したがって、保険会社又は保険代理店においては、独占禁止法等を遵守する観点から、態勢整備を行うにあたって、以下のような措置が講じられているか。</u> <u>(1) 保険会社は、共同保険契約（注）を締結するにあたって、保険契約者から組織として具体的かつ明確な指示等がなされることなく、保険会社間で引受割合や保険料率等の情報（以下、「競争関連情報等」という。）を交換すること等といった、独占禁止法上問題となる行為を防止する態勢を確立しているか。</u> <u>(注) 共同保険契約でなくとも、複数の保険会社の間で競争が生じる保険契約については、上記と同様、独占禁止法上のリスクが生じるため、この点も含めて態勢を確立することに留意する。</u>	〔(7) ～(17) 同左〕 (新設)

改 正 案	現 行
(2) ① <u>乗合代理店は、その構造上、各保険会社の競争関連情報等が集約されやすく、独占禁止法上の問題が発現しやすい状態にある。このような性質を踏まえ、乗合代理店は、上記リスクの高さに鑑みて、独占禁止法上問題となる行為を防止する態勢を確立するとともに、保険会社においては、乗合代理店の当該態勢を定期的に適切に指導・監督しているか（注）。</u> <u>（注） 乗合代理店以外の保険代理店であっても、幹事会社、引受割合、保険料率等の決定に関与する場合には、独占禁止法上の違反行為者となり得るため、この点も含めて態勢を確立することに留意する。</u> ② <u>また、損害保険会社の保険代理店である一方で、保険契約者又は被保険者となる企業又はそのグループ会社等と人的又は資本的關係を有する保険代理店については、構造上、その立場が不明確であることにより、保険会社が当該保険代理店の意向を保険契約者の意向と誤認しやすい。こうした誤認するリスクは、上記性質を有する保険代理店に限られない。このため、保険代理店は、誤認防止措置を図る態勢を確立するとともに、保険会社においては、保険代理店の当該態勢を定期的に適切に指導・監督しているか。</u> (3) <u>保険会社が、単独で保険契約を引き受けられるにもかかわらず、共同保険契約を締結するような提案を行うことは、その構造上競争制限的な行為につながりやすい。</u> <u>保険会社及び保険代理店は、共同保険契約の締結を提案する前、又は保険契約者からの提案を踏まえて共同保険契約を組成する前に、共</u>	

改 正 案	現 行
<u>同保険契約を締結する具体的な必要性を検証し、(1)(2)に加え、独占禁止法上の問題等のコンプライアンス上の弊害の防止措置を講じているか。</u> Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 特定保険募集人の登録等事務 [略] (1) 特定保険募集人の登録(法第 276 条関係) [①～③ 略] ④ 登録申請等の書類の受理 [ア. ～イ. 略] [ウ. 削除] ウ. 申請等データにより「電子申請・届出システム」へ送信があった場合は、登録免許税又は手数料が電子納付されるときを除き、申請等データを受理した管轄財務局等において別途収入印紙を受理することとする。 [⑤～⑩ 略]	Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 特定保険募集人の登録等事務 [同左] (1) 特定保険募集人の登録(法第 276 条関係) [①～③ 同左] ④ 登録申請等の書類の受理 [ア. ～イ. 同左] ウ. <u>保険代理店の主たる事務所と同じく、独立して損害保険会社と取引を行う従たる事務所については、主たる事務所とは別個に登録することができるものとする。</u> <u>この場合、登録申請者は、登録をしようとする損害保険代理店の支店長等とせず、損害保険代理店の主たる事務所の代表者としてすることができるものとする。</u> エ. 申請等データにより「電子申請・届出システム」へ送信があった場合は、登録免許税又は手数料が電子納付されるときを除き、申請等データを受理した管轄財務局等において別途収入印紙を受理することとする。 [⑤～⑩ 同左]

改 正 案	現 行
[(2)～(8) 略] Ⅴ 保険仲立人関係 Ⅴ－5 業務関係 Ⅴ－5－5 特定契約 保険仲立人における特定契約の取扱いについては、損害保険代理店における取扱い（Ⅱ－4－2－2(6)②（イを除く）～④）に準ずるものとし、保険仲立人において、特定契約の保険募集について適切に管理し、かつ、厳正を期すものとする。 <u>ただし、Ⅴ－4－4(1)①の規定に基づき、保険仲立人が顧客のみに対して手数料等を請求する保険契約については、特定契約に該当しないものとする。</u>	[(2)～(8) 同左] Ⅴ 保険仲立人関係 Ⅴ－5 業務関係 Ⅴ－5－5 特定契約 保険仲立人における特定契約の取扱いについては、損害保険代理店における取扱い（Ⅱ－4－2－2(6)②及び③）に準ずるものとし（同項の「損害保険代理店」を「保険仲立人」と読み替えて準用するものとする。）、保険仲立人において、特定契約の保険募集について適切に管理し、かつ、厳正を期すものとする。